

新市建設計画の変更について

1. 計画変更の目的

本市では、合併後の諸課題や新たな市民ニーズに対応するため、新市建設計画の理念を発展的に引き継いだ「八代市総合計画」を策定し、市の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やっしろ”」の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。本市を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化の進行、地方交付税や市税の減少などにより、より厳しい行政運営となることが予測されます。

緊縮する財政状況の中、行財政基盤の強化を図りつつ、市民の安心・安全を守る事業に取り組む必要があります。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 36 号）」が成立し、被災地以外の合併市町村でも、市町村建設計画に基づく事業に要する経費に充てることができる合併特例債の発行可能期間が、合併年度及びこれに続く 15 年度まで延長されました。

これまで、合併特例債を活用して、小中学校施設の耐震化、防災無線の統合・整備、鏡消防署新庁舎の建設など防災対策の充実を図る事業や、広域交流施設整備、幹線道路整備など合併効果を高める事業等を行ってきたところです。本市の合併特例債の活用状況は、平成 25 年度末時点で約 88 億円であり、活用する余地が残されています。

今後、環境センターや新庁舎の建設を控えるとともに、東日本大震災等の度重なる災害被害や教訓を踏まえた防災・災害対応体制の強化をさらに進める必要があることから、財源として合併特例債を引き続き活用し、計画に基づく事業の推進、財政負担軽減を図るため、新市建設計画の計画期間を 5 年間延長し、平成 32 年度までの計画とするものです。

2. 計画変更の内容・理由

① 計画期間の変更

合併特例債発行可能期間の延長に合わせ、計画の期間を 5 年間延長し、平成 17 年度から平成 32 年度までとします。

② 主要指標見通しの変更

将来人口、人口構造、世帯数、就業人口の見通しについて、平成 32 年までの推計を行います。将来人口、人口構造については、平成 22 年度までは

各年の国勢調査の実数値を用いており、平成 27 年、平成 32 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」による推計値を用いています。世帯数と就業人口については、平成 7 年から平成 22 年度までの各年の国勢調査の数値をもとに、回帰分析(一方の変数から他方の変数を予測するために最も誤差の少ない直線を引き、それをもとに推計する統計手法)にて、平成 27 年度、32 年度の数値を推計しています。

③ 財政計画の変更

計画期間延長に合わせ、財政計画の期間も平成 32 年度までに延長します。
なお、平成 24 年度までは決算の数値を、平成 25 年度は決算見込額の数値を、平成 26 年度以降は推計値を使用しています。

3. 変更しない部分の考え

八代市総合計画(H20 年度～H29 年度)の基本構想は、新市建設計画を基礎とし、「新市づくりの理念」の考え方を継承して策定されています。このことから、今回の新市建設計画の変更は、期間延長を基本とした必要最小限の変更とし、基本方針や主要施策等は変更しないことといたしました。

4. スケジュール

① 新市建設計画の変更案策定	【市】	平成 26 年 9 月	(済)
② 計画変更に係る県への内協議の提出	【市】	平成 26 年 9 月末	(済)
③ 内協議後内容に関する県からの回答	【県】	平成 26 年 11 月上旬	
④ <u>地域審議会への諮問</u>	【市】	<u>平成 26 年 11 月中旬</u>	
パブリックコメント(注)による意見聴取	【市】	平成 26 年 11 月中旬	
⑤ <u>地域審議会からの答申</u>	【市】	<u>平成 26 年 11 月下旬</u>	
⑥ 計画変更案の県知事との正式協議	【市】	平成 26 年 12 月上旬	
⑦ 県知事回答	【県】	平成 27 年 1 月	
⑧ 計画変更案の市町村議会での議決	【市】	平成 27 年 3 月	
⑨ 計画変更の公表、国・県への送付等	【市】	変更議決後、直ちに	

(注)パブリックコメント

行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。